

○ 特定個人情報保護委員会告示第 号

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）の第三十六に基づき、独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成二十七年特定個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

7を次のように改める。

7 個人情報保護委員会への報告

独立行政法人等及び地方公共団体等は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。ただし、番号法第28条の4の規定に基づき、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大

な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第 号。以下「規則」という。

）第2条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（以下「重大事態」という。）に該当する事案については、規則を根拠として個人情報保護委員会に報告することとなる。

また、独立行政法人等及び地方公共団体等は、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。

（参考）規則に規定する重大事態

- 一 次に掲げる特定個人情報漏えい（不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）による漏えいその他番号法第19条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。）し、滅失し、又は毀損した事態
- イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報
- ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて

管理される特定個人情報

- ハ 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システム並びに行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者が当該個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報
- 二 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
 - イ 漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報
 - ロ 番号法第9条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報
 - ハ 番号法第19条の規定に反して提供された特定個人情報
- 三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
- 四 不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人

情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態